

1. 届出について

特定施設等を設置する場合、以下のような届出が必要になります。届出の必要性について不明な場合は、富士市環境保全課までご相談ください。

届出の種類	法的根拠		届出期限	摘要
	水質汚濁防止法	県条例		
特定施設 有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設 (※1)設置届	第5条 第1項	第35条	工事着手 予定日の 60日前	公共用水域(※3)に水を排出する工場 または事業場が、新たに特定施設または 有害物質使用特定施設を設置するとき
	第5条 第2項	第36条		有害物質使用特定施設からの汚水等を 地下に浸透させる工場または事業場が、 有害物質使用特定施設を設置するとき (原則禁止)
	第5条 第3項	第36条 の2		業者回収処理や下水道放流などの工場 または事業場が、有害物質使用特定施設 を 設置するとき(※4)
				有害物質貯蔵指定施設を設置するとき
特定施設等(※2)使用届	第6条 第1項	第37条	法律・条例 適用日から 30日以内	工場または事業場に既に設置されている 施設が、新たに特定施設等として指定 されたとき
特定施設等変更届	第7条 第1項	第38条	工事着手 予定日の 60日前	特定施設等の種類・構造・使用の方法・ 汚水の処理方法・排水量及び水質・用水 および排水の系統等を変更するとき
実施制限期間短縮願	第9条 第2項	第40条 第2項	工事着手の 60日前	特定施設等変更届受理日から工事着手日 までの期間を短縮したいとき(放流水質を 改善するための工事等の場合のみ)
氏名等変更届	第10条	第18条 (第41条)	変更日から 30日以内	代表者の氏名、事業場の名称や所在地、 本社の住所を変更したとき
特定施設使用廃止届	第10条	第18条 (第41条)	廃止日から 30日以内	特定施設の使用を廃止したとき
承継届	第11条 第3項	第19条 第3項 (第41条)	承継日から 30日以内	特定施設の譲渡・賃貸、または法人の 相続・合併・分割に伴い、届出をした者の 地位を承継したとき
工場若しくは事業場の新設又 は施設の増設に係る協議書 (又は免除申請書)	規定なし	第10条	工事着手の 90日前	総排水量が一定規模以上の工場または 事業場が、新たに特定施設を設置するとき

※1 有害物質使用特定施設・・・水質汚濁防止法で定められた有害物質を使用する特定施設
有害物質貯蔵指定施設・・・水質汚濁防止法で定められた有害物質を貯蔵する施設(タンクなど)

※2 特定施設等・・・特定施設、有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の総称

※3 公共用水域・・・河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの水域、およびこれに接続する水路

※4 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、汚水を下水道へ放流したり、
産廃業者回収処理したりする場合であっても、水質汚濁防止法の届出が必要です。